



今後も市民の皆様の足として利便性が向上するよう見直しを行ってまいりますので、要望等ありましたら下記までご連絡ください。

市役所企画財政課 ☎ 62 - 3111 内線 392
(または各運行事業者)

飯山市予約型乗り合いタクシー 「菜の花タクシー」 運行地区とご利用方法

4月から本格運行を開始した「菜の花タクシー」について、多くの皆様のご利用をいただきありがとうございます。

運行にあたっては、説明会や広報を通じて利用方法の周知をしてきましたが、「どこの地区を運行していますか?」「どこに予約したらよいですか?」などの質問が現在でも寄せられています。事前予約が必要な公共交通となりますので、あらためて利用方法を説明させていただきます。ご確認のうえご利用ください。

1

乗車したい便の約1時間前までに予約する。

※始発便の予約は
前日午後5時までにお願いします

2

所定の乗降場所で「菜の花タクシー」に乗降する。

■各路線で「運行日」「運行時間」「乗降場所」が決まっています。

■運賃は3月までの路線と同程度です。

■登録制ではありません。どなたでもご利用できます。

■市街地ののみのご利用はできません。市街地循環線をご利用ください。

■市内医療機関では、電話予約代行サービスが受けられます。(有料：10円/回)

富倉・大川方面

●予約先
飯山観光ハイヤー
☎ 63 - 3232

●運行日
月～金曜日
(祝日は運休)

●運行時刻
①市街地行き
(富倉発)
午前 7時 30分
9時 00分
12時 00分
午後 3時 40分

②富倉・大川方面行き
(市街地発)
午前 11時
午後 1時 00分
2時 50分
5時 20分

●運行地区
【富倉地区】
・倉本・中谷
・滝ノ脇・濁池

【柳原地区】
・堰口・涌井・大川・山口・上新田・笹川・四ツ屋・藤ノ木・小佐原

岡山下段方面

●予約先
長野交通
(戸狩観光タクシー)
☎ 65 - 3105

●運行日
月・水・金曜日
(祝日は運休)

●運行時刻
①市街地行き
(西大滝発)
・午前 7時 30分
9時 30分
午後 1時

②岡山下段方面行き
(市街地発)
・午前 11時 00分
午後 2時 20分
4時 00分

●運行地区
【岡山地区】
・西大滝・桑名川・下境・上境

【太田地区】川面 (今井)

【常盤地区】
・戸狩野沢温泉駅・小泉

【外様地区】尾崎・法寺

瑞穂・木島方面

●予約先
戸狩ハイヤー
☎ 65 - 2129

●運行日
月・水・金曜日
(祝日は運休)

●運行時刻
①市街地行き
(戸狩発)
・午前 7時 30分
9時 10分
午後 1時 00分

②瑞穂・木島方面行き
(市街地発)
・午前 11時 00分
午後 2時 10分
4時 00分

●運行地区
【常盤地区】
・戸狩野沢温泉駅

【瑞穂地区】
・北原・柏尾・小菅・神戸・福島・富田

【木島地区】
・山岸・其綿・吉

飯山市街地乗降場所 (市街地ののみのご利用はできません)

北飯山駅 (※1)・仲町 (※1)・神明町 (※2)・愛宕町 (※2)・本町・飯山市役所・南本町・西上町・飯山駅前・総合福祉センター・飯山日赤・静間北・飯山合同庁舎・大久保東

※1 … 岡山下段・瑞穂木島方面のみ
※2 … 富倉大川方面のみ

下水道のつなぎ込みをお願いします

衛生的な環境づくりのため欠かせない下水道事業の推進

法律で義務付けられている
下水道へのつなぎ込み

下水道を使用できる地区の皆さんは、下水道へのつなぎ込みが法律・条例で、供用開始後、雑排水は1年以内、トイレの水洗化は3年以内と定められています。市では下水道の供用を開始する地区においては、事前に説明会を開くなどしてこのことについてお願いをし、現在、市内のつなぎ込みは約80%となり、かなりの皆さんにご利用をいただいています。

しかし、下水道が整備されている地区でまだつなぎ込みを行っていないご家庭は約1600戸。市へ寄せられる、つなぎ込みがされていない家庭からの汚水や悪臭に関する苦情は少なくありません。市としても、下水道が供用開始となった後、一定期間を過ぎてもつなぎ込み工事をされていないと見受けられるご家庭に

は、個別に郵送や訪問によりお願いをしているところ

衛生的な環境づくりのためにも下水道事業の一層の推進にご協力をお願いします。

「100万円まで無利子で工事費融資あっせん制度」

下水道等の工事のため市内の金融機関からの融資を受ける方に、利子分を市が補助する融資あっせん制度を次のとおりご用意しています。

融資あっせん額
100万円以内

※ただし返済期間5年以内で排水設備工事を行うためにかかる費用のみが対象です。

利用条件 次の3つの条件を満たすことが必要です。

①融資を返済することができて、なおかつ飯山市内に住所のある連帯保証人の方が1人いること

戸別合併浄化槽の設置希望について

市報3月号でお知らせした市町村型戸別合併浄化槽の今年度分の設置希望については、8月31日で締め切りとさせていただきます。設置に当たっては条件等がありますので、希望される方はお早めに上下水道課までお問い合わせください。

なお、今回の市町村型合併浄化槽事業については平成21～22年ごろを最終として予定しています。

お問い合わせ先
市役所上下水道課 下水道管理係

**介護保険
ミニ知識 ⑭**

**負担限度額認定申請
について**

介護保険制度では、施設サービス費のうち食費・居住費は保険給付の対象外(自己負担)となっています。

ただし、所得の少ない方は、下表の所得区分に応じて食費・居住費の負担限度額(本人が支払う上限額)が決められており、被保険者が左記の対象サービスを利用した場合に、負担限度額を超える食費・居住費については補足的な給付がなされ(特定入所者介護サービス費といいます)、利用者の負担が軽減されます。なお、この認定には申請が必要となりますので、該当されると思われる方は市役所1階保健福祉課介護保険係か、ケアマネジャーにご相談ください。

※対象となるサービス…特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している方及び短期入所を利用されている方。

所得区分	居住費の上限額 <日額>			食費の上限額 <日額>		
	ユニット型個室	ユニット型準個室・従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室・従来型個室	多床室
①老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税。生活保護の受給者等。	820円	490円	0円	300円		
②世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。	820円	490円	320円	390円		
③世帯全員が住民税非課税で上記②に該当しない方。	1,640円	1,310円	320円	650円		

11 市報いいやま/07.7

10